

証券コード 3071
平成30年4月10日

株 主 各 位

東京都港区芝二丁目7番17号
株式会社ストリーム
代表取締役社長 松井 敏

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり当社第19期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成30年4月25日（水曜日）午後6時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年4月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝二丁目5番2号
東京グランドホテル3階「桜の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第19期（自平成29年2月1日 至平成30年1月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（自平成29年2月1日 至平成30年1月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案

当社と株式会社イーベスト及び株式会社特価COMとの合併契約承認の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役6名選任の件

第4号議案

監査役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎決議事項第1号議案「当社と株式会社イーベスト及び株式会社特価COMとの合併契約承認の件」に関連する「イーベスト及び特価COMの最終事業年度に係る計算書類等の内容」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.stream-jp.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.stream-jp.com/>) に掲載させていただきます。

◎株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【 インターネットによる議決権行使のお手続きについて 】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成30年4月25日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(自 平成29年 2月 1日)
(至 平成30年 1月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境、企業収益の改善が続 き、個人消費も緩やかな持ち直しの動きが見られる等回復基調が続いているもの の、海外の政策動向や地政学的リスク等による世界経済の不確実性のもとで、先 行き不透明な状況が続きました。

国内の家電小売業界におきましては、4 Kテレビの普及本格化に加えて有機E Lテレビ等の構成比が継続して伸長しており、好調に推移しました。又、生活家 電では、高付加価値商品を中心に、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等が好調に推移し ました。

このような状況の中、当社グループのセグメント別の業績は以下のとおりであ ります。

【インターネット通販事業】

インターネット通販事業につきましては、「楽天市場」「Yahoo!ショッピング」「Amazonマーケットプレイス」等の外部サイトでの年末商戦施策や顧客 へのポイント施策等を積極的に行い、「Amazonマーケットプレイス」をはじめとする各外部サイトの売上が当初予想を大きく上回り、好調に推移しました。 その結果、当社グループの売上高は通期連結業績予想を上回る結果となりました。

中でもとりわけ好調である「Amazonマーケットプレイス」については、 在庫保管・商品配送代行サービス「フルフィルメント by Amazon (FBA)」を平成29年11月に導入し、今後各業務効率をさらに高めて売上拡大を目指し ます。

インターネット通販事業における商品別の状況では、パソコン・タブレット端 末、プリンター等のOA機器、デジタルカメラ、レンズ等周辺機器や掃除機が前 年の売上高から大きく伸長いたしました。

各カテゴリにおける前年同期比では家電8.3%減、パソコン6.9%増、周辺機 器・デジタルカメラ25.2%増となりました。

その結果、インターネット通販事業における売上高は19,225百万円（前年同期 比2.1%増）、営業利益127百万円（前年同期比49.8%減）となりました。

【ビューティー&ヘルスケア事業】

株式会社エックスワンにおいて展開される、ビューティー&ヘルスケア事業につきましては、新商品として、ヒト幹細胞培養液を配合したベースメイクシリーズ「X L U X E S プロケアビヨンド」全4種11アイテムを平成29年5月より順次発売し、9月には、エイジングケア（美と健康）ビジネスが集う展示会「アンチエイジングジャパン2017」に新製品「X L U X E S プロケアビヨンド」シリーズの出展を行いました。おかげさまで、同シリーズのメイクアップショーは来場者の高い関心を集めました。

又、平成30年1月に、ヒト幹細胞配合の美容液「X L U X E S プロケア リバーサーセラムW（ダブリュー）」を発売しました。

しかしながら、平成29年10月に会社創業30周年を迎えたのに伴い、下半期から来期に向けての関連プロモーション企画を強化し、広告宣伝費等が増加した結果、営業利益は当初計画より下回りました。

部門別の売上は、パーソナルケア（化粧品）部門1,797百万円、ヘルスケア（健康食品）部門325百万円、その他部門181百万円となりました。

その結果、ビューティー&ヘルスケア事業における売上高は2,304百万円（前年同期比3.4%減）、営業利益7百万円（前年同期比94.9%減）となりました。

当社グループの事業構成は、その他事業として「各種販売支援事業」、「オンライン・ゲーム事業」を展開しております。

「各種販売支援事業」につきましては、国内免税店31店舗において訪日観光客向け販売支援を行っております。

訪日観光客の動向に関しましては、観光客向けビザ発給要件の緩和や、航空路線の拡大、クルーズ船の寄港数増加等により、平成29年1月～12月の訪日外国人観光客数が推計2,869万人（前年比19.3%増）と、5年連続で最高記録を更新しました。又、訪日観光客の消費総額は4兆4,161億円（前年比17.8%増）と年間累計で初めて4兆円を突破し、好環境の中、株式会社エックスワンの扱う化粧品は各免税店にて依然販売の上位を維持しております。

「オンライン・ゲーム事業」につきましては、共同企画・運営を行っているタイトルが、引き続き安定的な売上を維持しております。

その結果、その他事業における売上高は1,430百万円（前年同期比10.9%増）、営業利益234百万円（前年同期は11百万円の営業利益）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は22,430百万円（前年同期比1.8%増）、営業利益95百万円（前年同期比49.3%減）、経常利益60百万円（前年同期比65.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は16百万円（前年同期比80.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の主なものは、P Cサーバー、基幹システムのソフトウェア等であり、投資額は144百万円であります。主なセグメントごとの投資額を示すと、インターネット通販事業においては138百万円、ビューティー&ヘルスケア事業においては6百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、取引金融機関2行と総額1,100百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結いたしました。なお、当該契約による当連結会計年度末における借入金残高は1,000百万円であります。

④ 対処すべき課題

イ) コーポレートブランド価値の向上

当社グループの基本方針である、「より良い商品」「より良い価格」「より良いサービス」を提供し続けることが、お客様に支持され続ける最も重要な課題であると認識しております。当社グループはステークホルダーに対する適切な情報開示、持続的なC S R活動等により、当社グループのコーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

ロ) ユーザ数の拡大とサービスの強化

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザを継続的に獲得し、ユーザ数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、当社の会員10,327千人及びグループ各社の会員を有効活用するために、オムニチャネル化されはじめた環境下では会員の活動状況を横断的に分析し、体系化された会員に適切な付加価値のある会員向けサービスを実施し、又、L I N EなどのS N Sを駆使し、集客導線の拡大を図りつつ、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、又ウェブ接客ツールなどを用いて、多様なサービスを提供し、より多くのユーザに利用してもらえるような施策を積極的に実施することでユーザ数の拡大に努めてまいります。

ハ) システム基盤の強化

当社グループは、独自システムを用い、効率化やコスト削減及び顧客サービスの充実等による業容拡大を図ってまいりました。

消費者のインターネット通販利用の拡大と、日々変化する顧客対応の充実を図るために、サーバーインフラ強化とネットワークインフラの改善により、パフォーマンスの向上及び冗長構成による耐障害性の向上を図りつつ、ネットワークセキュリティ対策を継続して行います。

ニ) 新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年では、スマートフォンやタブレット型端末の普及率が上昇し、関連するマーケットも拡大しております。このような事業環境の下で当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、I o TやA Iなど様々な新技術に適宜対応していくことが必要であると認識し、継続的に対応を行ってまいります。

ホ) コーポレートガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループが継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレートガバナンスと内部管理体制のさらなる強化が重要な課題の一つと認識しております。業容の拡大に合わせ、さらなるコーポレートガバナンス及び内部統制の強化に取り組んでまいります。又、広く社会から信頼される経営体制を確立するために、コンプライアンスへの対応も重要な課題であり、行動規範の遵守、当社グループ業務に係る諸法令・規則等の教育等、法令遵守の体制作りに取り組んでまいります。

へ) 優秀な人材の確保及び育成

当社グループはI T・ネット技術に関する知見など高度な専門スキルを持ち、又幅広い視野に基づいて各プロジェクトをマネジメントできる有能な人材の確保及び育成を重要な課題と認識しております。引き続き潜在能力の高い人材の獲得に向けて各種採用活動を進めるとともに、今後はより一層社内の育成環境の強化に取り組んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期
	自平成26年2月1日 至平成27年1月31日	自平成27年2月1日 至平成28年1月31日	自平成28年2月1日 至平成29年1月31日	自平成29年2月1日 至平成30年1月31日
売 上 高(千円)	20,344,473	23,018,612	22,025,781	22,430,748
経 常 利 益(千円)	300,956	376,529	173,273	60,402
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	260,870	304,145	85,858	16,883
1株当たり当期純利益	10円49銭	11円18銭	3円15銭	0円62銭
総 資 産(千円)	4,223,366	4,871,465	4,801,562	5,260,525
純 資 産(千円)	1,419,221	1,730,212	1,832,980	1,835,902

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 平成26年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期
	自平成26年2月1日 至平成27年1月31日	自平成27年2月1日 至平成28年1月31日	自平成28年2月1日 至平成29年1月31日	自平成29年2月1日 至平成30年1月31日
売 上 高(千円)	12,550,031	13,711,568	13,090,013	12,333,317
経 常 利 益(千円)	241,697	158,104	△23,225	94,553
当 期 純 利 益(千円)	197,690	159,042	△32,922	74,968
1株当たり当期純利益	7円95銭	5円84銭	△1円21銭	2円75銭
総 資 産(千円)	4,133,947	4,410,634	4,567,215	4,949,701
純 資 産(千円)	1,401,422	1,556,362	1,543,690	1,606,774

- (注) 1. △は損失を示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 平成26年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社イーベスト	300百万円	100.0%	インターネット通販
株式会社特価COM	50百万円	100.0%	インターネット通販
株式会社エックスワン	50百万円	85.0%	化粧品・健康食品等の販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 重要なその他の関係会社の状況

会社名	資本金	当社への議決権比率	主な事業内容
株式会社ベスト電器	37,892百万円	20.7%	家電小売業

(4) 主要な事業内容（平成30年1月31日現在）

当社グループの事業は、「インターネット通販事業」を主力に、株式会社エックスワンによる「ビューティー&ヘルスケア事業」、「各種販売支援事業」及び「オンライン・ゲーム事業」からなる「その他事業」により構成されています。

(5) 主要な事業所（平成30年1月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区
岩槻物流センター	さいたま市岩槻区

② 子会社

名称	所在地
株式会社イーベスト	東京都港区
株式会社特価COM	東京都港区
株式会社エックスワン	東京都港区

(6) 使用人の状況（平成30年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
105名（7名）	13名減（2名減）

（注）使用人数は就業人員（当社グループ外への出向者を除き、当社グループ内への受入の出向者を含んでおります。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、アルバイト）は、当連結会計年度の平均人員の人数を（ ）に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76名（6名）	10名減（3名減）	41.0歳	6.1年

（注）使用人数は就業人員（社外への出向者を除き、社内への受入の出向者を含んでおります。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、アルバイト）は、当事業年度の平均人員の人数を（ ）に外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（平成30年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	818,181千円
株式会社東京スター銀行	181,818千円
芝信用金庫	50,000千円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 99,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,288,500株 (自己株式1,236,500株を除く)
- (3) 株主数 9,416名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
劉 海 涛	6,280,000	23.01
株 式 会 社 ベ ス ト 電 器	5,660,000	20.74
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	2,515,000	9.22
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	2,000,000	7.33
新 井 三 代 子	361,300	1.32
日 本 シ ス テ ム 開 発 株 式 会 社	230,000	0.84
岩 井 コ ス モ 証 券 株 式 会 社	226,000	0.83
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	214,100	0.78
安 田 勝 彦	202,100	0.74
山 下 良 久	200,400	0.73

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(1,236,500株)を控除して計算しております。
2. HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700は、株主名簿上の名義であり、その所有株式の実質保有者はLicheng(H.K.)Technology Holdings Limitedであることを確認しております。
3. BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTSは、株主名簿上の名義であり、その所有株式の実質保有者はLicheng(H.K.)Technology Holdings Limitedであることを確認しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成30年1月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠藤高明	
取 締 役	松井敏	営業本部長 ㈱イーベスト代表取締役社長 ㈱特価COM代表取締役社長
取 締 役	斉 向 東	営業本部副本部長兼ゲーム・海外事業部部長
取 締 役	齊藤勝久	㈱エックスワン代表取締役社長
取 締 役	土屋敏	㈱イーベスト取締役 ㈱特価COM取締役 ㈱エックスワン取締役
取 締 役	小野浩司	㈱ベスト電器代表取締役社長
取 締 役	緒方政信	㈱ベスト電器常務取締役営業本部長
常勤監査役	杉山政美	
監 査 役	小手川大助	キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 ㈱セキド社外取締役
監 査 役	伊藤章寿	LS東京有限会社代表取締役

- (注) 1. 取締役の小野浩司及び緒方政信の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の杉山政美、小手川大助及び伊藤章寿の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、杉山政美及び伊藤章寿の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役小手川大助氏は、財務官僚としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役伊藤章寿氏は、長年にわたる財務・経理の実務経験が豊かであり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役劉海濤氏は、平成29年10月17日付で辞任により退任いたしました。又、同日付で㈱イーベスト代表取締役社長、及び㈱特価COM代表取締役社長の兼職を解消いたしました。
6. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は以下のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
土屋 敏	取締役管理本部長	取 締 役	平成29年9月19日
劉 海濤	代表取締役会長	取 締 役	平成29年10月12日

7. 当事業年度後における取締役の地位の異動は以下のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
松井 敏	取 締 役	代表取締役社長	平成30年2月1日
遠藤高明	代表取締役社長	取 締 役	平成30年2月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	54,500千円 (450千円)	株主総会決議(平成12年3月6日)による報酬限度額は年額100,000千円であります。
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12,240千円 (12,240千円)	株主総会決議(平成12年3月6日)による報酬限度額は年額30,000千円であります。
合 計	9名 (4名)	66,740千円 (12,690千円)	

- (注) 1. 取締役の支給額及び報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給人員は、平成29年4月27日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、及び平成29年10月17日付で辞任により退任した取締役1名を含み、無報酬の取締役3名を除いております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係 (平成30年1月31日現在)

区 分	氏 名	重要な兼職先
取 締 役	小 野 浩 司	(株)ベスト電器代表取締役社長
取 締 役	緒 方 政 信	(株)ベスト電器常務取締役営業本部長
常 勤 監 査 役	杉 山 政 美	
監 査 役	小手川 大 助	キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 (株)セキド社外取締役
監 査 役	伊 藤 章 寿	LS東京有限会社代表取締役

- (注) 1. 取締役小野浩司氏及び取締役緒方政信氏は、(株)ベスト電器の取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で、資本・業務提携契約を締結しており、同社から商品仕入を行っております。
2. 監査役小手川大助氏は、(株)セキドの取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で業務提携契約を締結しており、同社から商品仕入を行っております。
3. その他の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

② 社外役員の活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	小 野 浩 司	当事業年度の取締役会には、15回の全てに出席し、特に当業界における豊富な経験から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
取 締 役	緒 方 政 信	当事業年度の取締役会には、15回中14回出席し、特に当業界における豊富な経験から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
常勤監査役	杉 山 政 美	当事業年度の取締役会には、15回中13回出席、また監査役会14回中13回出席し、特に経営コンサルタントとして培ってきた知識・見地から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
監 査 役	小手川 大 助	当事業年度の取締役会には、15回中13回出席、また監査役会14回中13回出席し、特に経営に関する高い見識に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
監 査 役	伊 藤 章 寿	当事業年度の取締役会には、15回中14回出席、また監査役会14回の全てに出席し、特に当業界における豊富な経験から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 16,000千円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由については、監査役会が、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検討を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人KDA監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成19年1月30日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定しておりましたが、平成22年7月26日開催の取締役会及び平成24年3月19日開催の取締役会にて一部改定し項目の追加を行っております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 当社の取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するためには、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し、企業文化として定着するよう周知徹底を図る。
 - ロ) コンプライアンスを含む内部統制システム構築のためにコンプライアンス委員会を設置し実施状況等について取締役会及び監査役会に報告を行うものとする。
 - ハ) コンプライアンスの意識向上のための研修や行動指針の周知徹底など啓蒙を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ) 文書管理規程、個人情報管理規程等の社内規程により、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を適切に実施し、必要に応じて適宜見直しを行う。
 - ロ) 取締役の職務権限と担当業務を明確にして、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべくリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定める。

 - イ) リスク管理体制の充実を図るため、リスク管理規程を制定・施行し、リスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
 - ロ) リスク管理委員会は、事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防体制を整備する。また緊急時の対策等を定め、危機発生時には、これに基づき対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的かつ適切に行われることを確保するための体制

取締役の意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させる。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ全体の業務が適正に行われるため法令遵守体制の整備及び業務の適切性を確保する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、当社の従業員から監査役スタッフを任命し配置する。なお、当該監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の同意を得た上で決定するものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ) 取締役及び使用人は必要に応じて業務執行状況や内部統制の状況を監査役に報告し不正や不適切な行為を未然に防ぐよう体制を整える。
ロ) 監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役及び使用人は会社経営及び業務運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長を最高責任者とする内部統制整備・運用・評価体制を構築し、内部統制システムの整備・運用を行うとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制
当社は、反社会的勢力との関係は重大な企業リスクであるという認識のもと、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応することを方針とする。
イ) 反社会的勢力に対する基本方針・統括責任者・対応等を「反社会的勢力対応規程」に定め遵守する。
ロ) 取締役及び使用人に対して適宜、教育及び研修を行い反社会的勢力との関係拒絶を徹底する。
ハ) 所轄の警察・顧問弁護士等と連携し迅速、組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組を継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

リスク管理委員会において、各部およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全般的な情報共有に努めたほか、取締役会において、当該リスクの管理状況について報告しました。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成30年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,321,731	流 動 負 債	3,179,720
現金及び預金	621,373	買掛金	1,518,146
受取手形及び売掛金	1,159,748	短期借入金	1,000,000
商 品	2,434,469	1年内返済予定の長期借入金	138,800
そ の 他	106,139	未払金	319,814
固 定 資 産	938,794	未払法人税等	40,028
有 形 固 定 資 産	190,455	賞与引当金	5,466
建 物	131,501	ポイント引当金	18,028
車 両 運 搬 具	9,283	そ の 他	139,436
工具、器具及び備品	47,666	固 定 負 債	244,903
土 地	2,003	長期借入金	144,420
無 形 固 定 資 産	395,408	繰延税金負債	2,626
ソフトウエア	367,811	そ の 他	97,857
そ の 他	27,596	負 債 合 計	3,424,623
投資その他の資産	352,930	純 資 産 の 部	
投資有価証券	12,648	株 主 資 本	1,778,278
出 資 金	270	資 本 金	924,429
差入保証金	333,969	資 本 剰 余 金	876,888
そ の 他	21,919	利 益 剰 余 金	129,570
貸倒引当金	△15,876	自 己 株 式	△152,609
		その他の包括利益累計額	269
		その他有価証券評価差額金	269
		非支配株主持分	57,353
		純 資 産 合 計	1,835,902
資 産 合 計	5,260,525	負 債 純 資 産 合 計	5,260,525

連結損益計算書

(自 平成29年 2月 1日)
(至 平成30年 1月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,430,748
売 上 原 価		17,377,174
売 上 総 利 益		5,053,574
販売費及び一般管理費		4,958,233
営 業 利 益		95,340
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	271	
受 取 配 当 金	37	
受 取 手 数 料	550	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	52	
受 取 保 険 金	4,088	
預 り 金 整 理 益	2,365	
そ の 他	1,750	9,116
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,118	
支 払 手 数 料	34,442	
為 替 差 損	1,474	
そ の 他	1,019	44,055
経 常 利 益		60,402
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	100	
新 株 予 約 権 戻 入 益	12,017	12,118
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,809	
減 損 損 失	6,490	8,299
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		64,220
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	49,984	
法 人 税 等 調 整 額	△570	49,413
当 期 純 利 益		14,806
非支配株主に帰属する当期純損失		2,076
親会社株主に帰属する当期純利益		16,883

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年 2月 1日)
(至 平成30年 1月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年 2月 1日 残高	924,429	876,888	112,687	△152,609	1,761,395
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			16,883		16,883
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	16,883	—	16,883
平成30年 1月 31日 残高	924,429	876,888	129,570	△152,609	1,778,278

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
平成29年 2月 1日 残高	136	136	12,017	59,430	1,832,980
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					16,883
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	132	132	△12,017	△2,076	△13,961
連結会計年度中の変動額合計	132	132	△12,017	△2,076	2,921
平成30年 1月 31日 残高	269	269	—	57,353	1,835,902

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

(株)イーベスト

(株)特価COM

(株)エックスワン

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

(株)C h i p s

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社

(株)C h i p s

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商

品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3～39年
車両運搬具 3～6年
工具、器具及び備品 2～20年
- ② 無形固定資産 (リース資産除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(1～5年)に基づいております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
- ③ ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度により付与されたポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 金利スワップ
(ヘッジ対象) 借入金の利息
- ③ ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 415,206千円
2. 当社グループは、運転資金を効率的に調達するため、取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,500,000千円
及び貸出コミットメントの総額	
借入未実行残高	1,000,000千円
差引額	500,000千円

上記の貸出コミットメント契約（当連結会計年度末残高1,000,000千円）については、純資産額及び経常利益について、一定の条件の財務制限条項が付されております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	28,525,000	—	—	28,525,000
合計	28,525,000	—	—	28,525,000
自己株式				
普通株式	1,236,500	—	—	1,236,500
合計	1,236,500	—	—	1,236,500

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用は、原則として元本の確実かつ安定的な方法によるものとし、運用は慎重を期することを旨としております。

受取手形及び売掛金は、取引先別に期日管理及び残高管理を行い、回収懸念債権の発生の抑制と早期対応を図っております。又、投資有価証券は、主に業務・資本上の関係構築を目的とした企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況等を把握するなどの管理を行っております。

資金調達においては、長期資金及び短期資金について銀行借入により調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年1月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時 価（千円）	差 額（千円）
(1) 現金及び預金	621,373	621,373	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,159,748	1,159,748	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	808	808	—
資産計	1,781,930	1,781,930	—
(4) 買掛金	1,518,146	1,518,146	—
(5) 短期借入金	1,000,000	1,000,000	—
(6) 長期借入金（※）	283,220	283,013	△206
負債計	2,801,366	2,801,159	△206

（※）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注）2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額3,840千円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額8,000千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 65円18銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 0円62銭 |
- (期中平均発行済株式数による)

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成30年3月23日開催の取締役会決議に基づき、平成30年5月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である株式会社イーベスト及び株式会社特価COMを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業

名称	株式会社ストリーム
事業の内容	インターネット通販事業

被結合企業

名称	株式会社イーベスト
事業の内容	インターネット通販事業
名称	株式会社特価COM
事業の内容	インターネット通販事業

(2) 企業結合日

平成30年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社イーベスト及び株式会社特価COMを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

株式会社ストリーム

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは経営資源を結集し、業務の効率化を推し進めることにより収益力を高め、経営基盤のさらなる強化を図るため、本吸収合併を行うものであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

貸借対照表

(平成30年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,728,698	流動負債	3,271,016
現金及び預金	263,180	買掛金	1,435,592
売掛金	529,148	短期借入金	1,570,000
商品	2,074,396	1年内返済予定の長期借入金	50,000
貯蔵品	9	未払金	141,597
前払費用	38,195	未払費用	23,227
未収入金	823,470	未払法人税等	32,266
その他	296	前受金	1,034
固定資産	1,221,003	預り金	9,888
有形固定資産	46,752	賞与引当金	4,800
建物	6,281	ポイント引当金	1,470
車両運搬具	5,304	その他	1,139
工具、器具及び備品	33,163	固定負債	71,911
土地	2,003	繰延税金負債	338
無形固定資産	371,735	預り保証金	50,083
ソフトウェア	356,547	その他	21,489
ソフトウェア仮勘定	12,182	負債合計	3,342,927
商標権	1,579	純資産の部	
その他	1,426	株主資本	1,606,505
投資その他の資産	802,514	資本金	924,429
投資有価証券	4,648	資本剰余金	868,578
関係会社株式	500,514	資本準備金	864,429
出資金	160	その他資本剰余金	4,148
差入保証金	291,927	利益剰余金	△33,892
その他	16,724	利益準備金	603
貸倒引当金	△11,460	その他利益剰余金	△34,496
		繰越利益剰余金	△34,496
		自己株式	△152,609
		評価・換算差額等	269
		その他有価証券評価差額金	269
		純資産合計	1,606,774
資産合計	4,949,701	負債純資産合計	4,949,701

損 益 計 算 書

(自 平成29年 2月 1日)
(至 平成30年 1月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,333,317
売 上 原 価		10,102,567
売 上 総 利 益		2,230,750
販売費及び一般管理費		2,100,861
営 業 利 益		129,889
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	270	
受 取 配 当 金	36	
受 取 手 数 料	423	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ 一	52	
受 取 保 険 金	4,088	
そ の 他	1,096	5,966
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,727	
支 払 手 数 料	34,442	
為 替 差 損	1,474	
そ の 他	658	41,302
経 常 利 益		94,553
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	100	
新 株 予 約 権 戻 入 益	12,017	12,118
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,809	
減 損 損 失	6,490	8,299
税 引 前 当 期 純 利 益		98,372
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24,365	
法 人 税 等 調 整 額	△962	23,403
当 期 純 利 益		74,968

株主資本等変動計算書

(自 平成29年 2月 1日)
(至 平成30年 1月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
平成29年 2月 1日 残高	924,429	864,429	4,148	868,578	603	△109,464	△108,861
事業年度中の変動額							
当 期 純 利 益						74,968	74,968
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	74,968	74,968
平成30年 1月 31日 残高	924,429	864,429	4,148	868,578	603	△34,496	△33,892

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成29年 2月 1日 残高	△152,609	1,531,536	136	136	12,017	1,543,690
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益		74,968				74,968
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			132	132	△12,017	△11,884
事業年度中の変動額合計	—	74,968	132	132	△12,017	63,083
平成30年 1月 31日 残高	△152,609	1,606,505	269	269	—	1,606,774

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時 価 の あ る も の 事業年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時 価 の な い も の 移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)商 品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2)貯 蔵 品 最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有 形 固 定 資 産 定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については定額法を採用しております。

(リース資産除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～39年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 4～20年

(2)無 形 固 定 資 産 定額法を採用しております。

(リース資産除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(1～5年)に基づいております。

(3)リ ー ス 資 産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸 倒 引 当 金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞 与 引 当 金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3)ポ イ ン ト 引 当 金 販売促進を目的とするポイント制度により付与されたポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

- | | | |
|----------------|---|--------|
| (1)ヘッジ会計の方法 | 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。 | |
| (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 | (ヘッジ手段) | 金利スワップ |
| | (ヘッジ対象) | 借入金の利息 |
| (3)ヘッジ方針 | 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。 | |
| (4)ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。 | |

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|--|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 247,348千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 855,368千円 |
| 長期金銭債権 | 200,000千円 |
| 短期金銭債務 | 1,926,099千円 |
| 3. 当社は、運転資金を効率的に調達するため、取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 | |
| 当座貸越極度額 | 1,400,000千円 |
| 及び貸出コミットメントの総額 | |
| 借入実行残高 | 1,000,000千円 |
| 差引額 | 400,000千円 |
- 上記の貸出コミットメント契約(当事業年度末残高1,000,000千円)については、純資産額及び経常利益について、一定の条件の財務制限条項が付されております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額	
営業取引(収入分)	518,855千円
営業取引(支出分)	15,628,000千円
営業取引以外の取引(支出分)	154千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	1,236,500	—	—	1,236,500
合計	1,236,500	—	—	1,236,500

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	30,767千円
関係会社株式評価損	73,242千円
資産除去債務	6,579千円
税務上の繰越欠損金	134,022千円
その他	12,273千円
繰延税金資産 小計	256,886千円
評価性引当額	△256,886千円
繰延税金資産 合計	—千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△338千円
繰延税金負債 合計	△338千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.5%
住民税均等割	4.4%
評価性引当額の増減	△16.8%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.8%

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	債権又は債務 に係る項目	期末残高 (千円)
子会社	(株)イーベスト	100.0	販売先	—	—	未収入金	697,621
			資金借入先	資金の借入	345,461 (注) 2	短期借入金	500,000
子会社	(株)特価COM	100.0	販売先	—	—	未収入金	116,701
			資金借入先	資金の借入	75,461 (注) 2	短期借入金	70,000
子会社	(株)エックスワン	85.0	資金借入先	資金の借入	62,307 (注) 2	短期借入金	—
法人主 要株主	(株)ベスト電器	(被所有) 直接 20.7	商品仕入先	商品仕入	15,384,369 (注) 1・2	買掛金	1,335,787
			当社のフラン チャイザ ー	販売手数料	171,908 (注) 1・2	未払金	19,334
				営業保証金	—	差入保証金	200,000 (注) 2

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社は、(株)ベスト電器から商品仕入を行っておりますが、取引関係については随時見直しを行っており、仕入価格については双方の合意に基づく価格により決定しております。
- (2) 当社は、(株)ベスト電器とフランチャイズ契約を締結しており、販売手数料率については当該契約において決定しております。
- (3) 営業保証金については、当社と(株)ベスト電器におけるフランチャイズ契約において決定しております。
- (4) グループ内の資金の効率化を高めるためのキャッシュマネジメント制度による借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
- (5) 市場価格等を勘案して、一般的な取引条件で行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 58円88銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円75銭 |
- (期中平均発行済株式数による)

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成30年3月23日開催の取締役会決議に基づき、平成30年5月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である株式会社イーベスト及び株式会社特価COMを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業

名称	株式会社ストリーム
事業の内容	インターネット通販事業

被結合企業

名称	株式会社イーベスト
事業の内容	インターネット通販事業
名称	株式会社特価COM
事業の内容	インターネット通販事業

(2) 企業結合日

平成30年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社イーベスト及び株式会社特価COMを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

株式会社ストリーム

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは経営資源を結集し、業務の効率化を推し進めることにより収益力を高め、経営基盤のさらなる強化を図るため、本吸収合併を行うものであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 3 月 23 日

株式会社ストリーム
取締役会 御中

K D A 監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬 昌 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 園 田 光 基 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ストリームの平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストリーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年3月23日開催の取締役会において、会社を吸収合併存続会社、会社の連結子会社である株式会社イーベスト、株式会社特価COMを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年3月23日

株式会社ストリーム
取締役会 御中

K D A 監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬 昌 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 園 田 光 基 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストリームの平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年3月23日開催の取締役会において、会社を吸収合併存続会社、会社の連結子会社である株式会社イーベスト、株式会社特価COMを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月23日

株式会社ストリーム 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 杉山 政 美 ⑩

監査役(社外監査役) 小手川 大 助 ⑩

監査役(社外監査役) 伊藤 章 寿 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及びその参考事項

第1号議案 当社と株式会社イーベスト及び株式会社特価COMとの合併契約承認の件

1. 合併を行う理由

現在、当社並びに当社の100%子会社である株式会社イーベスト（以下「イーベスト」といいます。）及び株式会社特価COM（以下「特価COM」といいます。）は、同じインターネット通販事業を生業としてサービスの強化を図ってまいりました。

このような状況の下、当社グループは経営資源を結集し、業務の効率化を推し進めることにより収益力を高め、経営基盤のさらなる強化を図るため、当社を存続会社、イーベスト及び特価COMを消滅会社とする本合併を行うことを決定いたしました。

なお、本合併に伴い、当社においては合併差損が生じることが見込まれるため、会社法第796条第2項但書及び第795条第2項第1号の規定により本合併に係る吸収合併契約の承認をお願いするものであります。

2. 合併契約の内容の概要

当社とイーベスト及び特価COMが平成30年3月23日付で締結した合併契約の内容は、次のとおりです。

吸収合併契約書(写)

株式会社ストリーム（以下「甲」という。）、株式会社イーベスト（以下「乙」という。）及び株式会社特価COM（以下「丙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲、乙及び丙は、甲を吸収合併存続会社、乙及び丙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行い、甲は存続し、乙及び丙は解散する。

第2条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社ストリーム

住所：東京都港区芝二丁目7番17号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社イーベスト

住所：東京都港区芝二丁目7番17号

(3) 丙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社特価COM

住所：東京都港区芝二丁目7番17号

第3条（本吸収合併に際して交付する対価並びに資本金及び準備金等）

甲は完全親会社として、乙及び丙の発行済株式の全部を保有しているため、本吸収合併に際して乙及び丙の株主に対してその株式に代わる甲の株式その他の対価を交付せず、また、甲は資本金及び準備金の額を増加しない。

第4条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成30年5月1日とする。ただし、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、本契約当事者協議の上、これを変更することができる。

第5条（合併承認株主総会等）

1. 甲は、平成30年4月30日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関し、株主総会による承認を得るものとする。ただし、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、本契約当事者協議の上、これを変更することができる。
2. 乙及び丙は、それぞれ会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収合併を行うものとする。
3. 本契約当事者は、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、本契約当事者協議の上、本条の規定につきこれを変更することができる。

第6条（会社財産の引継）

乙及び丙は、それぞれ効力発生日前日現在における一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

第7条（会社財産の管理）

本契約当事者は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ本契約当事者間で協議し合意の上、これを実行する。

第8条（合併条件の変更等）

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、本契約当事者の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、本契約当事者協議の上、合併条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合、その効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、本契約当事者協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、甲は原本を保有し、乙及び丙はその写しを保有する。

平成30年3月23日

甲 東京都港区芝二丁目7番17号
株式会社ストリーム
代表取締役 松井 敏 ⑩

乙 東京都港区芝二丁目7番17号
株式会社イーベスト
代表取締役 松井 敏 ⑩

丙 東京都港区芝二丁目7番17号
株式会社特価COM
代表取締役 松井 敏 ⑩

3. 会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

当社は、イーベスト及び特価COMの発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際し、株式・金銭その他の財産の交付は行いません。また、本合併により、当社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

(2) イーベスト及び特価COMの最終事業年度に係る計算書類等の内容

法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.stream-jp.com/>) に掲載しておりますので、株主総会参考書類には掲載していません。

(3) 合併当事会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更する条文のみ記載。下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1. ～ (条文省略)	1. ～ (現行どおり)
3. (新 設)	3. 4. <u>医薬用品具、化粧品</u> の企画、 <u>製造、販売及び輸出入</u>
4. ～ (条文省略)	5. ～ (現行どおり)
5.	6.
6. 家庭用、業務用ゲーム専用機器、 ゲームソフトウェア並びに遊技場 で提供する景品の輸出入及び販売	7. 家庭用、業務用ゲーム専用機器、 ゲームソフトウェア並びに遊技場 で提供する景品の <u>開発、製造、輸 出入及び販売</u>
7. ～ (条文省略)	8. ～ (現行どおり)
22.	23.

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。迅速な意思決定を行うため、1名減員して取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	まつい さとし 松井 敏 (昭和45年4月21日)	平成6年4月 (株)垂土電子工業入社 平成11年5月 (株)ベルシステム24入社 平成20年8月 当社入社 平成28年10月 当社商品販売部部長兼マーケティング部部長 平成29年4月 当社取締役営業本部長 平成29年10月 (株)イーベスト代表取締役社長（現任） 平成29年10月 (株)特価COM代表取締役社長（現任） 平成30年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長（現任）	15,000株
2	さい こうとう 斉 向東 (昭和42年8月14日)	平成5年5月 (株)オーテック取締役海外事業部本部長 平成14年5月 当社取締役副社長 平成17年5月 北京中科智网科技有限公司董事長 平成28年12月 当社営業本部副本部長 平成29年4月 当社取締役営業副本部長兼ゲーム・海外事業部部長（現任）	7,700株
3	さいとう かつひさ 齊藤 勝久 (昭和40年6月25日)	平成元年4月 (株)マルナカ興産入社 平成16年8月 KOSCO(株)会長 平成21年7月 ジャパン・デジタル・コンテンツ信託(株)代表取締役社長 平成26年2月 (株)エックスワン代表取締役社長（現任） 平成27年4月 当社取締役（現任）	70,100株
4	おの こうじ 小野 浩司 (昭和30年5月5日)	昭和55年4月 (株)ベスト電器入社 平成16年5月 同社取締役 平成21年9月 同社取締役東日本統轄部長兼(株)さくらや代表取締役社長 平成22年3月 (株)ベスト電器代表取締役社長 平成23年4月 当社取締役（現任） 平成24年2月 (株)ベスト電器代表取締役社長兼営業本部長 平成26年3月 同社代表取締役社長（現任）	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	おがた まさのぶ 緒方政信 (昭和34年2月17日)	平成元年9月 (株)ベスト電器入社 平成17年9月 当社取締役(現任) 平成20年5月 (株)ベスト電器取締役東京商品部長 平成24年2月 同社取締役営業副本部長兼商品統轄部長 平成25年3月 同社取締役ヤマダ電機・ベスト電器戦略室室長 平成26年3月 同社取締役営業本部長 平成29年6月 同社常務取締役営業本部長(現任)	-株
6	※ こてがわだいすけ 小手川大助 (昭和26年5月3日)	平成19年6月 財務省理財局次長 平成19年7月 IMF日本政府代表理事 平成23年2月 キヤノングローバル戦略研究所研究主幹(現任) 平成23年5月 (株)パルコ社外取締役 平成24年4月 当社監査役(現任) 平成24年5月 (株)セキド社外取締役(現任) 平成25年5月 いちごグループホールディングス(株)社外取締役	-株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者小野浩司氏は(株)ベスト電器の代表取締役を、取締役候補者緒方政信氏は同社取締役をそれぞれ兼務しておりますが、当社は同社との間で、資本・業務提携契約を締結しており、同社から商品仕入を行っております。
3. 取締役候補者齊藤勝久氏は(株)エックスワン代表取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で、商品販売等の取引及び資金の借入があります。
4. 取締役候補者小手川大助氏は(株)セキドの取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で業務提携契約を締結しており、同社から商品仕入を行っております。
5. 小野浩司氏、緒方政信氏、及び小手川大助氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は小手川大助氏が原案どおり選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 小野浩司氏を社外取締役候補者とした理由は、当業界の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
7. 緒方政信氏を社外取締役候補者とした理由は、当業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって9年となります。
8. 小手川大助氏を社外取締役候補者とした理由は、財務官僚としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。又、同氏が監査役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
9. 小野浩司氏、及び緒方政信氏が原案どおり選任された場合、当社と各氏との間で締結しております会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を継続する予定であります。又、小手川大助氏が原案どおり選任された場合、当社と同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役小手川大助氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任し、又、杉山政美氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査機能強化のため、1名増員して、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

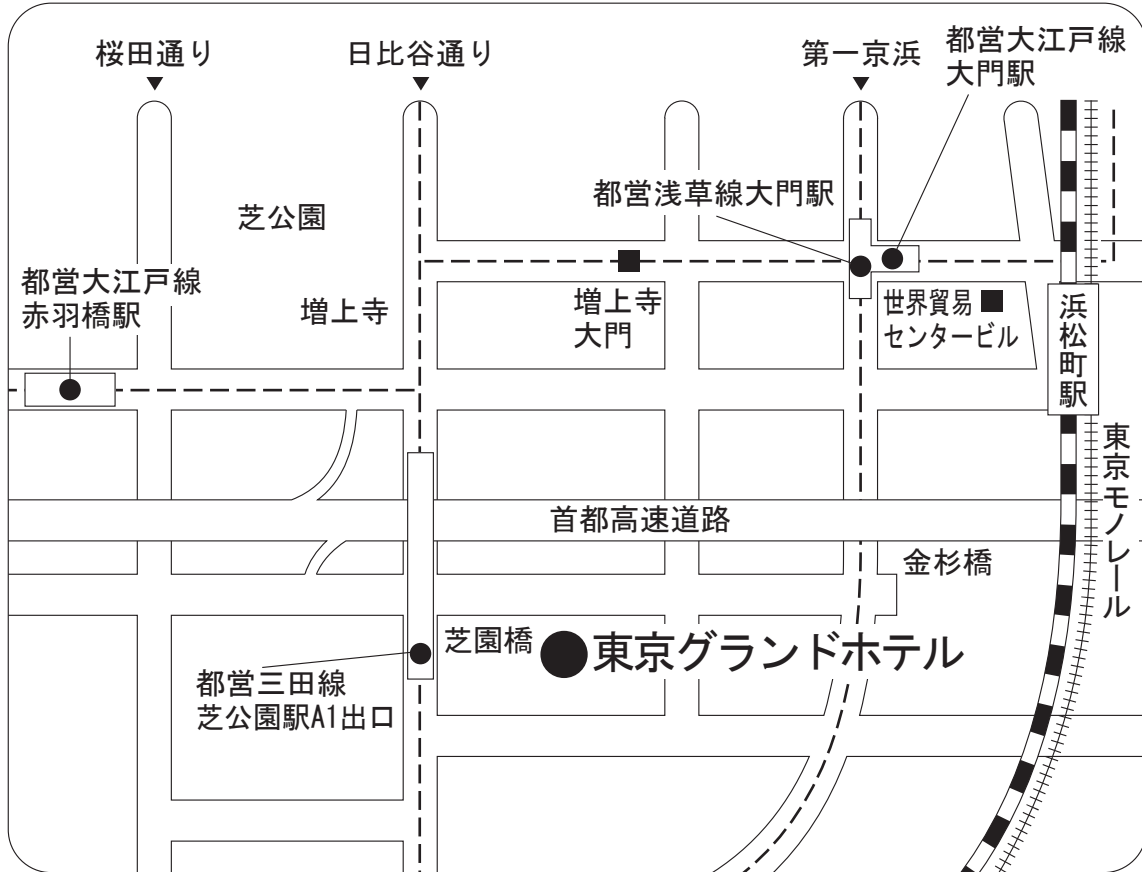
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	はしもとひろと 橋本博人 (昭和29年8月6日)	昭和55年4月 リッカー(株)入社 平成7年3月 (株)リッカー販売入社 平成15年5月 同社営業部長 平成19年4月 (株)エクスイワン入社 平成19年4月 同社総務部長 平成24年4月 同社執行役員フィールドサポート本部長 平成26年2月 同社執行役員営業副本部長	-株
2	ふじわらけいじ 藤原啓司 (昭和25年11月17日)	昭和49年4月 大蔵省入省 平成16年7月 東京税関長 平成17年10月 独立行政法人日本万国博覧会記念機構理事 平成20年9月 財団法人地域総合整備財団常務理事 平成21年4月 帝京大学法学部教授 平成24年8月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問 平成30年1月 弁護士登録 ソフィアシティ法律事務所入所(現任)	-株
3	つゆくちようすけ 露口洋介 (昭和32年8月16日)	昭和55年4月 日本銀行入行 平成元年3月 外務省(在中国大使館書記官) 出向 平成7年11月 日本銀行香港事務所次長 平成15年12月 同行北京事務所長 平成23年4月 信金中央金庫海外業務支援部上席審議役 平成29年4月 日本大学経済学部教授 平成30年4月 帝京大学経済学部教授(現任)	-株

- (注) 1. 各候補者は新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 藤原啓司氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏が原案どおり選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 露口洋介氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏が原案どおり選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 藤原啓司氏を社外監査役候補者とした理由は、財務官僚としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
6. 露口洋介氏を社外監査役候補者とした理由は、金融分野に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
7. 藤原啓司氏、及び露口洋介氏が原案どおり選任された場合、当社と各氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝二丁目5番2号
東京グランドホテル 3階 「桜の間」



都営三田線「芝公園駅」A1出口 下車徒歩約3分
(お車でのご来場はご遠慮ください)

※株主総会におけるお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。